

議案第3号

愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する
条例及び愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関
する条例の一部改正について

愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び愛
西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、コミュニティセンターの利便性の向上、消費税及
び地方消費税の税率の引上げに伴うコミュニティセンターの使用料の額の改
定等のため必要があるからである。

愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する
 条例及び愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関
 する条例の一部を改正する条例

(愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一
 部改正)

第1条 愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例
 (平成17年愛西市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

施設の名称	区分	単位	金額
永和地区防災コミュニ ティセンター	講堂	1時間	550円
	会議室		380円
	和室		380円
	実習室		280円
西保地区防災コミュニ ティセンター	講堂	1時間	550円
	会議室		280円
	和室		550円
	実習室		280円
立田南部地区防災コミ ュニティセンター	集会室	1時間	550円
	研修室		280円
	和室		550円
	実習室		280円
立田北部地区防災コミ ュニティセンター	集会室	1時間	550円
	研修室		380円
	和室		550円
	実習室		380円
勝幡地域防災コミュニ ティセンター	講堂	1時間	620円
	会議室		280円
	和室		550円
	実習室		380円
町方地域防災コミュニ ティセンター	講堂	1時間	550円
	会議室		280円
	和室		620円
	実習室		280円

川渕地域防災コミュニティセンター	講堂	1 時間	5 5 0 円
	会議室		2 8 0 円
	和室		5 5 0 円
	実習室		3 8 0 円
草平地域防災コミュニティセンター	講堂	1 時間	5 5 0 円
	会議室		2 8 0 円
	和室		6 2 0 円
	実習室		2 8 0 円
藤浪地域防災コミュニティセンター	講堂	1 時間	5 5 0 円
	会議室		2 8 0 円
	和室		5 5 0 円
	実習室		2 8 0 円

備考

- 1 勝幡地域防災コミュニティセンター、町方地域防災コミュニティセンター、川渕地域防災コミュニティセンター、草平地域防災コミュニティセンター又は藤浪地域防災コミュニティセンターにおいて講堂又は和室の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額とする。
- 2 市内に在住し、又は在勤する者（以下「市内の者」という。）以外の者が使用する場合（第4号の場合を除く。）の使用料の額は、この表に定める額又は前号に定める額に1.5を乗じて得た額とする。
- 3 市内の者が入場料若しくはこれに類するものを徴収し、又は営利を目的とする場合の使用料の額は、この表に定める額又は第1号に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 4 市内の者以外の者が入場料若しくはこれに類するものを徴収し、又は営利を目的とする場合の使用料の額は、この表に定める額又は第1号に定める額に3を乗じて得た額とする。
- 5 前各号の規定により算出した使用料の額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平

成17年愛西市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条の2の表愛西市市江地区コミュニティセンターの項中「愛西市市江地区コミュニティセンター」を「市江地区コミュニティセンター」に改め、同表愛西市八開地区コミュニティセンターの項中「愛西市八開地区コミュニティセンター」を「八開地区コミュニティセンター」に改める。

別表第1中「愛西市市江地区コミュニティセンター」を「市江地区コミュニティセンター」に改める。

別表第2中「愛西市八開地区コミュニティセンター」を「八開地区コミュニティセンター」に改め、同表研修室及び会議室の項中「研修室及び」を削り、同表農業文献等コーナーの項を削る。

第3条 愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第7条関係）

施設の名称	区分	単位	金額
市江地区コミュニティセンター	集会所	1時間	620円
	会議室		380円
	和室		380円
	実習室		280円
	ゲートボール場		200円
八開地区コミュニティセンター	会議室	1時間	380円
	和室1		280円
	和室2		380円

備考

- 1 市内に在住し、又は在勤する者（以下「市内の者」という。）以外の者が使用する場合（第3号の場合を除く。）の使用料の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。
- 2 市内の者が入場料若しくはこれに類するものを徴収し、又は営利を目的とする場合の使用料の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

- 3 市内の者以外の者が入場料若しくはこれに類するものを徴収し、又は営利を目的とする場合の使用料の額は、この表に定める額に3を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定及び愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定により市長の指定を受けた者は、この条例の施行の日前においても、同日以後のコミュニティセンターの利用に係る料金の額の設定について、それぞれ第1条の規定による改正後の愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例別表第2の規定又は第3条の規定による改正後の愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定の例により行うことができる。